

# ごみの焼却は禁止です！

すべての方が、一部の例外を除きごみの焼却ができません



例 1 家庭から発生したごみの焼却



例 2 自家消費農作物用の田畠や庭で  
発生した木、雑草等の焼却

！禁止！



例 3 事業で発生したごみの焼却



例 4 ドラム缶や簡易焼却炉での焼却

このような不法焼却をすると…

廃棄物処理法の規定により 5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円

(法人にあっては 3 億円) 以下の罰金に処せられることがあります。

また、行政処分を受け、氏名等を公表されることがあります。

## 《ごみの焼却禁止の例外について》

例外には、以下の焼却が該当します。ただし、周辺の生活環境に影響があることが認められるものは、例外に含まれません。

1 国又は地方公共団体が行う施設管理や応急対策に必要な廃棄物の焼却

例： 河川敷の草焼き、火災予防訓練

2 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却

例： どんど焼き等の地域の行事におけるもの

3 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却

例： 害虫駆除や肥料化を目的とした稲わらや畔草の焼却

4 日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却

例： たき火、キャンプファイヤーを行う際の木くずの焼却

5 廃棄物処理基準を満たした焼却炉を利用した焼却

基準： 二重扉等で焼却中に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼ガスの温度が摂氏800℃以上の状態で廃棄物が焼却できる設備であること等、詳しくは廃棄物対策課までお問合せください。

## 《お願い》

最近、田畠におけるごみの焼却によって発生する煙や臭いで困っている人が増えています。農業により発生したごみであっても、野菜くずや雑草等であれば土に混せて肥料にする、豊田市の処理施設に持ち込むなどの方法で処理してください。

やむをえず焼却する場合も、風向きや時間帯などに配慮するなど、周辺の生活環境に影響を与えないように行うようお願いします。

問合せ先 豊田市環境部 廃棄物対策課

電話 34-6710（直通）